地方独立行政法人大牟田市立病院物品購入等競争入札心得

地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「病院」という。）の発注する契約の競争入札に参加しようとする者は、次の事項を心得ておいて下さい。疑問の点等については、契約事務担当職員にお尋ね下さい。

（目的）

１　病院の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）、その他の方法による契約を行う場合における入札その他の取扱いについては、この心得の定めるところによるものとします。

（競争入札参加者の資格）

２　入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札公示に示されている資格を有しなければならず、この資格を有しないものは入札に参加できません。

（入札保証金等）

３－１　入札参加者は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければなりません。ただし、入札保証金の納付を免除された場合はこの限りではありません。

３－２　入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を理事長に提出しなければなりません。

３－３　入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前において封かんの上、氏名と共にその金額を封皮に明記して入札保証金納付書（有価証券を提出する場合は、提出書及び印鑑）を添えて差し出さなければなりません。

３－４　入札参加者は、第３項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は理事長が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、入札執行のときまでに当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければなりません。

３－５　入札参加者は、第３項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証を証する書面を提出しなければなりません。

３－６　入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約決定者に対しては契約締結後に、契約決定者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付します。

３－７　契約決定者が指定された期限内に契約書を提出しないときには入札保証金は病院に帰属します。

（入札等）

４－１　入札参加者は、仕様書、契約書案及び添付書類並びに現場等を熟覧の上、入札しなければなりません。この場合において仕様書、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができます。

４－２　入札書は、指定された様式により作成し、入札書を封かんの上、入札件名及び入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに提出しなければなりません。

４－３　入札書は、理事長がやむを得ないと認めたときに限り書留郵便をもって提出することができます。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、理事長あての親展で提出してください。

４－４　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければなりません。

　入札参加者及び入札参加者の代理人は当該入札に対する他の入札参加者の代理を兼ねることはできません。

４－５　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は一般競争入札に参加できません。また、次のいずれかに該当すると認められる者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても一般競争入札に参加することができません。

一　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者

三　交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり職員及び理事長が委託した者の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由なく契約を履行しなかった者

六　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

七　前各号に類する行為を行った者

（入札の辞退）

５－１　競争参加資格確認通知又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

５－２　競争参加資格確認通知又は指名を受けた者で入札を辞退するときは、次の各号に揚げるところにより、書面にて提出してください。

一　入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参、又は郵送（入札の前日までに到達するものに限る。）してください。

二　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその辞退を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出してください。

５－３　入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

（公正な入札の確保）
６－１　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはいけません。

６－２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

６－３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

（入札の取りやめ等）
７　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

（一度提出した入札書の引換え等の禁止）
８　入札書は、一度提出した後に、引換え・変更・取消等をすることはできません。

（無効の入札）
９　次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
一　競争に参加する資格を有しない者のした入札。
二　委任状を持参しない代理人のした入札。
三　所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札。
四　記名押印又は署名を欠く入札。
五　金額を訂正した入札。
六　誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
七　明らかに連合によると認められる入札。
八　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札。
九　その他入札に関する条件に違反した入札。

（入札者以外の者の入札会場立入りの禁止）
10　入札者以外の者は、入札会場に立入ることができません。

（落札者の決定）
11－１　予定価格以内の価格で最も有効入札をした者を落札者とします。落札者の申込み価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、予定価格以内の価格で次順位の有効入札をした者をその交渉の相手方とすることがあります。

11－２　落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじを引かせて交渉順位を決定することとなります。この場合に、くじを引くべき者で入札会場に出席しない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員が引くこととします。

（再度入札）
12　開札の結果、各競争参加者の入札価格がすべて予定価格を超えたときは、直ちに再度入札を行います。

（異議の申し立て）
13　入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

（入札書）
14　入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税を含まない金額を記載してください。入札書に記載された金額をもって交渉対象価格とします。

（入札書等の取り扱い）
15　提出された入札書は開札前を含め返却しません。入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書等の提出された文書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があります。

（契約）
16－１　病院の規定により、落札者との契約において理事会の議決を必要とする場合があります。

16－２　契約決定者は、理事長から交付された契約書の案に記名押印し、交付から7日以内に、これを理事長に提出しなければなりません。ただし、理事長の書面による承諾を得て、この期間を延長することができます。

16－３　契約決定者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときには、契約の決定はその効力を失います。